

建築設計監理業務委託特記仕様書

第1章 業務概要

1. 業務名称

(こ第 08032 号) 香我美おれんじ保育所・香我美幼稚園改修工事設計監理委託業務

2. 業務の目的

香我美おれんじ保育所・香我美幼稚園の認定こども園化に伴い、各保育施設を年齢に合わせた施設へ改修するとともに渡り廊下の新設を行う。合わせて、香我美幼稚園の太陽光発電設備を撤去し屋上防水の改修を実施する。

本業務においては、当該改修工事に係る実施設計・積算及び工事監理業務を行うものとする。

3. 対象施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設名称 | 香南市立おれんじ保育所 |
| (2) 位 置 | 香南市香我美町下分 711 番地 2 |
| (3) 主要用途 | 保育所 |
| (4) 構造・規模 | 敷地面積 7,352 m ²
木造(W造) 延床面積 1,235 m ² 地上 1 階 |
| (5) 竣工年度 | 2002 年度 |

-
- | | |
|-------------|---|
| (1) 施設名称 | 香南市立香我美幼稚園 |
| (2) 位 置 | 香南市香我美町下分 710 番地 1 |
| (3)-1 主要用途 | 校舎・幼稚園 |
| (4)-1 構造・規模 | 敷地面積 7,352 m ²
鉄筋コンクリート造 (RC造) 延床面積 519 m ² 地上 1 階 |
| (5)-1 竣工年度 | 1980 年度 |
| (3)-2 主要用途 | 校舎・幼稚園 (増築) |
| (4)-2 構造・規模 | 敷地面積 7,352 m ²
鉄筋コンクリート造 (RC造) 延床面積 106 m ² 地上 1 階 |
| (5)-2 竣工年度 | 2002 年度 |

4. 履行期間

令和 8 年 6 月 12 日～令和 9 年 3 月 31 日

5. 設計と条件

工事名 香我美おれんじ保育所・香我美幼稚園改修工事 (建築主体)

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 施工時期 | 令和 8 年 10 月下旬～令和 9 年 3 月下旬 (予定) |
| (2) 工事種別 | 改修建築工事 |
| (3) 工事概要 | 別紙 1 のとおり |
| (4) 設計完了期限 | 令和 8 年 9 月 1 日
(内訳は、8 月初旬の提出とします) |

工事名 香我美おれんじ保育所・香我美幼稚園改修工事（電気設備）

- (1) 施工時期 令和8年10月下旬～令和9年3月下旬（予定）
- (2) 工事種別 改修電気工事
- (3) 工事概要 別紙1のとおり
- (4) 設計完了期限 令和8年9月1日
(内訳は、8月初旬の提出とします)

工事名 香我美おれんじ保育所・香我美幼稚園改修工事（機械設備）

- (1) 施工時期 令和8年10月下旬～令和9年3月下旬（予定）
- (2) 工事種別 改修機械工事
- (3) 工事概要 別紙1のとおり
- (4) 設計完了期限 令和8年9月1日
(内訳は、8月初旬の提出とします)

第2章 業務仕様

1. 共通仕様書の適用

本業務の実施にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年改定）」及び「建築工事監理業務委託共通仕様書（令和6年改定）」（以下、「共通仕様書」という）を適用する。

2. 特記仕様書の適用

本仕様書に記載された事項を適用する。なお、本仕様書の中で、□印の付く事項については、■印の付いたものを適用する。

3. 業務体制

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者及び担当技術者（管理技術者の指導及び管理のもとで、建築、電気設備、機械設備、構造の区分毎の専門業務を行う技術者をいう。）を適切に配置した体制とする。

4. 管理技術者の資格要件

管理技術者については、下記のいずれかの要件を満たす者とする。

また、管理技術者は、設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級又は二級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士であること

5. 担当技術者の資格要件

担当技術者は、下記のいずれかの要件を満たす者とする。なお、下記の要件において「実務経験」

とは、各分野における工事監理、設計、施工管理（構造担当は除く）のいずれかにおけるものとする。

- 建築担当（管理技術者との兼任（■可 □不可））
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士であること
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による二級建築士であること
 - 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士であること
 - 13 年以上の実務経験を有すること
 - 8 年以上の実務経験を有すること
 - 5 年以上の実務経験を有すること

- 電気設備担当（管理技術者との兼任（■可 □不可））
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による設備設計一級建築士であること
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士であること
 - 5 年以上の実務経験を有すること

- 機械設備担当（管理技術者との兼任（■可 □不可））
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による設備設計一級建築士であること
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士であること
 - 5 年以上の実務経験を有すること

- 構造担当（管理技術者との兼任（■可 □不可））※必要に応じて配置すること
 - 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士であること
 - 8 年以上の実務経験を有すること
 - 5 年以上の実務経験を有すること

6. 担当技術者の兼任

- 建築と電気設備の担当技術者兼任（■可 □不可）
- 建築と機械設備の担当技術者兼任（■可 □不可）
- 電気設備と機械設備の担当技術者兼任（■可 □不可）
- 建築と構造の担当技術者兼任（■可 □不可）

上記に加え、担当技術者は、設計図書的设计内容を的確に判断するとともに、工事監理についての技術能力を有し、原則として当該担当の各部門に応じた工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の監理を実施した経験を有する者とする。

第 3 章 設計業務の内容

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務

- 打合せ協議（ ）
- 現地調査（資料収集：地質調査報告書を含む既存図一式、文書及び目視等による石綿含有建

材の調査（事前調査）を含む）

- 基本設計
 - 総合（ ）
 - 構造（ ）
 - 設備（ ）
- 実施設計
 - 総合（工事材料及び工法等の比較検討を含む）
 - 構造（必要地耐力に関する検討）
 - 設備（工事材料及び設備機器等の比較検討を含む）
- その他一般業務
 - 設計内容の説明等に用いる資料等の作成（ ）
 - 建築確認申請図書の作成
 - 建築物エネルギー消費性能確保計画書等の作成
 - 工事費概算書の作成
- 設計意図の伝達に関する業務

2. 追加業務

- 積算業務
 - 数量積算（積算数量算出書の作成）
 - 工事費積算（単価作成資料の作成、工事費内訳書の作成）
 - 見積収集（見積比較表の作成、単価等公表に関する見積者への同意確認及び報告）
- その他追加業務
 - 建築確認申請に係る手続き業務
 - 構造計算適合性判定に係る手続き業務
 - 建築物エネルギー消費性能判定に係る手続き業務
 - 概略工事工程表の作成
 - 完成予想図の作成
 - 単価更生に係る業務（工事の入札時期において単価変動がある場合）

第4章 工事監理業務の内容

工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。

1. 工事監理に関する一般業務

一般業務の内容は、共通仕様書第2章に規定された項目の他、以下の特記による。なお、各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

- 工事監理方針の説明等
 - 工事監理方針の説明
当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。
 - 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。

■ 設計図書の内容の把握等

■ 設計図書の内容を把握し、工事の受注者等に正確に伝えるための業務

■ 工事の受注者等との打合せ

設計図書について工事の受注者等より疑義があった場合、設計意図の確認及び工事の受注者等と十分に調整のうえ、その結果を調査職員に報告する。

■ 補足図面等の作成

補足図面等の作成とは、必要に応じて設計図書の内容を工事の受注者等に技術的観点から補足し、伝達するための詳細図等の作成に限る。

■ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

■ 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について十分留意すること。

■ 工事材料、設備機器等の検討及び報告

設計図書の定めにより工事の受注者等が提案または提出する工事材料、設備機器等及びそれらの見本に関し、設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

■ 上記の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

■ 工事の確認及び報告

■ 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認または書類確認のいずれかの方法、または両方を併用し、「工事監理ガイドライン（平成 21 年 9 月 1 日 国土交通省住宅局建築指導課）」に準拠し、対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこととする。

なお、工事の確認は原則として立会い確認によるものとするが、対象工事の特性や施工実績等を考慮し、調査職員との協議により、合理的な確認方法とすることができるものとする。

■ 確認事項の報告

確認した事項は、「工事監理業務月報」及び「工事監理業務日報」に内容を記載し、月毎にとりまとめたうえ、原則として翌月 5 日までに調査職員に報告する。

■ 業務報告書等の提出

対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び調査職員が指示した書類等の整備を行い、調査職員に提出する。

■ その他の業務

■ 工程表の検討及び報告

■ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

□ 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

■ 関係機関の検査の立会い等

■ 工事完成検査・引渡し時の立会い等

2. 工事監理に関する追加業務

追加業務の内容及び範囲は次による。なお、各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

■ 設計の変更に伴い発生する業務

工事に伴い設計変更が必要になった場合、変更内容がわかる図面及び積算数量算出書、単価作成資料等を作成し、調査職員に報告する。

□ 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の受注者に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事の受注者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

□ 施工計画書等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、工事の受注者等に対し助言すべき事項を調査職員に報告する。

■ 完成図の確認

設計図書のとおりにより工事の受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。なお、その結果が適切でないと認められる場合には、工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

第5章 特別経費の内容

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査等に係る費用の合計とし、それらの内容は次による。

- 出張旅費
- 地盤調査に要する費用
- 分析による石綿含有建材の調査（分析調査）に要する費用
- 公共建築設計者情報システム『 PUBDIS 』への業務カルテ登録料
- 営繕積算システム『 RIBC2 』利用料（1か月、1ライセンス）

第6章 業務の実施

1. 業務の着手

受注者は、各種仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が本業務の実施のため、調査職員との打合せを開始することをいう。

2. 適用基準等

(1) 特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

また、下記に示す年版等について、最終改定年版等に相違のある場合は、最新版を適用するものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例	(高知県)
■ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	(令和 7 年版)
■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(令和 7 年版)
■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(令和 7 年版)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	(令和 7 年版)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(令和 7 年版)
■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(令和 7 年版)
■ 建築物解体工事共通仕様書	(令和 4 年版)
■ 建築工事標準詳細図	(令和 4 年版)
■ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(令和 7 年版)
■ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(令和 7 年版)
■ 建築設備耐震設計・施工指針	(2014 年版)
■ 建築工事設計図書作成基準	(令和 2 年改定)
■ 建築工事設計図書作成基準の資料	(令和 2 年改定)
■ 建築設備工事設計図書作成基準	(令和 6 年改定)
■ 公共建築工事積算基準	(平成 28 年改定)
■ 公共建築工事共通費積算基準	(令和 7 年改定)
■ 公共建築工事積算基準等資料	(令和 7 年改定)
■ 公共建築工事標準単価積算基準	(令和 7 年改定)
■ 公共建築数量積算基準	(令和 5 年改定)
■ 公共建築設備数量積算基準	(令和 7 年改定)
■ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）	(令和 5 年基準)
■ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）	(令和 5 年基準)
■ 建築数量積算基準・同解説	(令和 5 年版)
■ 公共建築設備数量積算基準・同解説	(平成 29 年版)

(2) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

また、上記以外の適用基準等を引用した場合は、その出典先を業務報告書等へ明記するものとする。

一般事項

(1) 関係法令を遵守すること。

(2) 現場並びに周囲の状況、当該施設の利用状況等について十分調査し、工事中及び将来にわたり問題となる事項のないよう配慮された設計とすること。

(3) 居ながら施工及び工事中の施設利用を想定し、安全かつ当該施設利用への影響を最小限に抑える施工を考慮した設計とすること。

(4) 設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行うこと。

(CADデータ 紙)

(CADデータ 紙)

(2) その他図書

対象施設の一般図 (CADデータ 紙)

その他 ()

7. 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
また、業務完了後においても同様とする。

8. 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(参考) 個人情報保護制度に関するアドレス

https://www.city.kochi-konan.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r254RG00001849.html

9. 修補

(1) 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

(2) 受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

10. その他

その他、本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議のうえ、その取扱いについて定めるものとする。

11. 成果物及び提出部数

次に掲げる書類等の提出場所（香南市教育委員会 こども課）

(1) 共通

成果物	部数	摘要
① 業務計画書	1	変更業務計画書共
② 業務実施工程表	1	計画と対比したもの、電子データ共 (PDF)
③ 打合せ記録簿	1	電子データ共 (PDF)

(2) 設計業務

成果物	部数	摘要
① 設計図（総合・設備）	①	A3判，電子データ共（JWW，PDF）
② 積算数量算出書	①	電子データ共（Excel，PDF）
③ 単価作成資料	①	電子データ共（Excel，PDF）
④ 工事費内訳書	①	電子データ共（Excel，PDF）
⑤ 見積書	①	各種3者以上，電子データ共（PDF）
⑥ 見積比較表	①	電子データ共（Excel，PDF）
⑦ 単価等公表についての同意書	①	見積単価・歩掛り等，電子データ共（PDF）
⑧ 各種技術資料，積算根拠資料等	①	電子データ共（PDF）

(3) 工事監理業務

成果物	部数	摘要
① 業務報告書	1	県様式に準ずる
<ul style="list-style-type: none"> ■ 様式1 報告書・提案書 ■ 様式2 打合せ記録簿 ■ 様式3 月間業務計画・実施表 ■ 様式4 工事監理業務月報 ■ 様式5 工事監理業務日報 		
② 監理写真	1	A4判，現場立会い写真等
③ その他必要な書類等	1	調査職員との打合せによる

※部数に○印の付く成果物は、提出期限の定められているものを指す。

※名称に下線の付く成果物は、指定様式での作成を指す。

※工事を分割して発注する必要があるため、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段を講じなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。